

## 平成 30 年度 寝屋川市契約事務の方針

### 1 目的

- (1) 入札契約の透明性、競争性(経済性)、公平性(公正性)を確保するため
- (2) 市域の雇用確保や地域経済の発展のために、市内業者等の活用を促進するため

### 2 現状と背景

#### (1) 市の努力義務

「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」(以下「官公需法」という。)第8条において、地方公共団体においても国の施策に準じて努力すべきとなっている。

#### (2) 「平成 29 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」

国は、官公需法に基づき、官公需における中小企業・小規模事業者向けの契約比率や、新規中小企業者を含めた中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための措置事項を定める「平成 29 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」(以下「基本方針」という。)を平成 29 年 7 月 25 日に閣議決定した。

また、国等は、知的財産権の財産的価値について十分に配慮した契約内容とするように努めること、特に人件費比率の高い役務契約に対しては、業務内容に応じて部分払いを行うよう配慮することに努めること及び、年度途中に最低賃金額の改定があった場合は適正な価格で契約金額の見直しが行われるよう検討し対応するように努めること、といった措置を新たな取組として盛り込んでいる。

基本方針の主な措置は、以下のとおりである。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮</li><li>2 熊本地震の被災地域の中小企業・小規模事業者に対する配慮</li><li>3 官公需情報の提供の徹底</li></ol> |
|--|

#### 4 中小企業・小規模事業者が受注し易い発注とする工夫

- (1) 総合評価落札方式の適切な活用
- (2) 分離・分割発注の推進
- (3) 適正な納期・工期、納入条件等の設定
- (4) 調達・契約手法の多様化における中小企業・小規模事業者への配慮
- (5) 知的財産権の取り扱いの明記
- (6) 同一資格等級区分内の者による競争の確保
- (7) 中小企業官公需特定品目等に係る受注の機会の増大
- (8) 調達手続の簡素・合理化

#### 5 中小企業・小規模事業者の特性を踏まえた配慮

- (1) 小企業者を含む小規模事業者の特性を踏まえた配慮
- (2) 技術力のある中小企業・小規模事業者に対する受注の機会の増大
- (3) 地域の中小企業・小規模事業者等の積極活用
- (4) 中小企業・小規模事業者の適切な評価
- (5) 中小建設業者に対する配慮
- (6) 中小石油販売業者に対する配慮
- (7) 創意工夫のある中小企業・小規模事業者の参入への配慮
- (8) 外注における地域の中小企業・小規模事業者の活用及び人件費確保等の周知
- (9) 中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮

#### 6 ダumping防止対策、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の推進

- (1) ダumping防止推進の周知
- (2) 適切な予定価格の作成
- (3) 低入札価格調査制度の適切な活用等
- (4) 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し
- (5) 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保

#### 7 地方公共団体への協力依頼

- (1) 国等の契約の基本方針の要請等
- (2) 国等の契約の基本方針に準じて講じられた措置の実施状況の公表
- (3) 連携推進体制の活用

(3) 平成 29 年度の改善内容

平成 29 年度においては、以下の改善等を行った。

ア 建設工事及び測量・建設コンサルタント等の制限付一般競争入札の発注基準について

(ア) 建設工事については、平成 29 年度が入札参加資格の継続年であるため、平成 28 年度の格付け・発注基準を継続した。

(イ) 測量・建設コンサルタント等については、平成 28 年度と同様、市外業者の入札参加基準を総合数値 170 以上、市内業者・準市内業者の入札参加基準を 110 以上とし、地元業者の育成や受注機会を確保した。

イ 前金払の限度額の撤廃

中小建設業を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、前金払限度額を撤廃することにより、受注者の資金調達を円滑化し、公共工事の適正な施工の確保を図るため、寝屋川市公共工事の前払金に関する規則を改正し、前金払限度額「1 億 2,000 万円」及び中間前金払限度額「6,000 万円」を撤廃した。

ウ 建設工事の発注基準の上限引上げ

前金払限度額の撤廃により、市内業者の資金繰りが向上することから、市内業者の育成及び受注機会の拡大を一層進めるため、土木、建築、電気及び管に係る市内業者等の発注基準の上限を「3 億円未満」から「5 億円未満」に引き上げた。

エ 建設工事の施工実績基準の策定

市内業者等の発注基準の上限引上げに伴い、3 億円以上 5 億円未満の土木、建築、電気及び管に係る建設工事について、競争性をより一層確保するため、参加に必要な施工実績について、3 億円未満の場合の予定価格の 2 分の 1 の請負金額とは異なる基準を策定した。

予定価格	必要な施工実績
3 億円未満	予定価格の 2 分の 1 以上
3 億円以上 4 億円未満	1 億 5,000 万円以上
4 億円以上 5 億円未満	2 億円以上

## オ 設計図書のPDF化

電子入札における建設工事等の設計図書は、紙のものを印刷業者が印刷し、販売を行っていたが、設計図書を電子入札システムにおいて配布することにより、入札参加者の利便性の向上及び負担軽減並びに事務の効率化を図った。

## 3 平成 30 年度における見直し内容

### (1) 新規中小企業者（創業 10 年未満の中小企業者）への配慮

#### ア 制限付一般競争入札の対象者の拡大

##### (1) 現状

建設業者が寝屋川市の市内業者及び準市内業者を対象としている入札に参加するためには、市内業者又は準市内業者として新規に入札参加資格の登録をした日から 2 年間の待機が必要となっている。これにより、既存業者の保護を行ってきた。

##### (2) 課題

- a 市内業者の新規参入の障壁となっている。
- b 各業種とも業者は減少している。

##### (3) 改善策

- a 入札参加資格の登録後の入札参加までの待機期間を平成 30 年度は 1 年間とし、平成 31 年度は撤廃する。
- b 市内業者が減少し競争性を確保できなくなるおそれがあることから、新規参入の障壁を排除し、新規業者の参加を促すことで、競争性の確保を図る。

##### (4) 効果

新規中小企業者の参加機会の拡大と競争性の確保を図る。

#### イ 入札参加資格要件の緩和

##### (1) 現状

建設業者が寝屋川市の入札参加資格を得るためには、審査日の前 2 年

のそれぞれの1年における決算において完成工事高が必要となっている。これにより、一定の履行の確保が図られてきた。

(イ) 課題

- a 寝屋川市の納税者であるにもかかわらず入札参加資格申請できない。
- b 各業種とも業者は減少している。

(ロ) 改善策

- a 建設業者の資格審査において、「審査日の前2年のそれぞれの1年における決算において完成工事高があること。」という入札参加資格要件を撤廃する。
- b 履行の確保は、完成工事高による以外にも、経営事項審査を取得するために営業年数が必要である等十分に図ることができる。

(ハ) 効果

新規中小企業者の参加機会の拡大と競争性の確保を図る。

(2) 入札参加資格の有効期間の変更

平成30年4月1日以降に行う測量・建設コンサルタント等の委託契約の競争入札に参加する者の入札参加資格に係る有効期間を2年間から4年間に変更する。

(3) 現場代理人の兼務の見直し

(イ) 現状

工事請負契約約款第10条の規定により工事現場の常駐(専任で配置)を義務付けている工事請負契約の現場代理人については、寝屋川市が発注する建設工事の現場代理人の兼務に関する基準で、競争性を確保するため契約金額が500万円未満の工事は2件まで兼務できるよう緩和している。

(ロ) 課題

- a 市内業者の減少
- b 技術者の人材不足

(ハ) 改善策

- a 兼務できる工事の金額を予定価格 750 万円以下とする。
  - b 兼務できる件数を無制限とする。
- (i) 効果
- 市内業者育成及び受注機会拡大、並びにより一層の競争性の確保を図る。

#### 4 継続検討する事項

- (1) 総合評価方式の推進
- (2) 一般競争入札における電子入札の拡大（建設工事、建設コンサルタント以外の業務委託、修繕における電子入札の推進）
- (3) 年度内の落札制限本数対象案件及び実績を求める工事の予定価格の見直し
- (4) 新規中小企業者（創業 10 年未満の中小企業者）への配慮

市内業者の育成や受注機会の確保、地元下請け・地元資材・地元雇用の確保等、市内地域の経済的活性化を目的とした施策についても、引き続き強化を行うこととする。

## 5 平成 30 年度 寝屋川市の入札制度

### (1) 建設工事

#### ア 平成 30 年度 制限付一般競争入札の級別格付けと発注基準

ランク	土木	建築	電気、管	舗装
A	800 点以上 5 億円未満 500 万円以上	800 点以上 5 億円未満 500 万円以上	800 点以上 5 億円未満	800 点以上 3 億円未満
B	799 点以下 650 点以上 6,000 万円未満 250 万円以上	799 点以下 650 点以上 6,000 万円未満 250 万円以上	799 点以下 650 点以上 6,000 万円未満	799 点以下 650 点以上 1,000 万円未満
C	649 点以下 4,000 万円未満	649 点以下 4,000 万円未満	649 点以下 2,000 万円未満	649 点以下 300 万円未満

\*備考

上段＝級別格付の点数（総合評定値通知書の総合評定値（P）に、市内業者については15%を、準市内業者については5%を加算した数値）区分

下段＝予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）区分

イ 平成 30 年度の入札制度（原則全業種を制限付一般競争入札の対象とする。）

項目	説明		
対象工事	土木・建築・電気・管・舗装 とび・土工、しゅんせつ、 塗装、機械器具設置、造 園、消防施設等 土木・建築・電気・管・舗装以 外の全業種		
対象金額	発注工事の金額が 100 万円を超え 5 億 4,000 万円未満 (舗装は 3 億 2,400 万円未満) ※消費税及び地方消費税を含む。	発注工事の金額が 100 万円 を超え 3 億 2,400 万円未満 ※消費税及び地方消費税を含む。	
対象業者	主に市内業者 ※新規で入札参加資格登録後、2 年（30 年 度に限り 1 年）以上経過していること。	市内業者、準市内業者 必要に応じ市外業者 ※原則新規で入札参加資格登録後 2 年（30 年度に限り 1 年）以上経過 していること。	
特定建設業の 発注基準	予定価格 土木 5,000 万円以上 建築 7,000 万円以上		
技術者の 配置	建設業法に定める技術者の配置 契約額 3,500 万円（建築は 7,000 万円）以上は専任の主任技術者 下請け額 4,000 万円（建築は 6,000 万円）以上は監理技術者の配置		
施工実績を 求める工事	予定価格 750 万円以上		
施工実績の 期間	原則過去 15 年以内		
施工実績の 基準	予定価格	必要な施工実績	予定価格の 2 分の 1 以上
	3 億円未満	予定価格の 2 分の 1 以上	
	3 億円以上 4 億円未満 (土木・建築・電気・管)	1 億 5,000 万円以上	
	4 億円以上 5 億円未満 (土木・建築・電気・管)	2 億円以上	
1 回の公告の 落札制限	1 業種につき 1 本		
1 回の公告 の 申込本数	市内業者 本数制限なし 準市内業者 第一希望業種が 1 本 第二希望業種が 1 本の合計 2 本	本数制限の対象外	
契約の 本数制限	予定価格が 750 万円以上で適用 市内業者 第一希望業種と第二希望業種 本庁・水道局合計で 4 本まで (ただし、土木は 1 本を限度) 準市内業者 第一希望業種と第二希望業種 本庁・水道局合計で 2 本まで (ただし、土木は 1 本を限度)	本数制限の対象外	

※ 予定価格には、消費税及び地方消費税を含まない。



(2) 測量・建設コンサルタント等

ア 平成 30 年度 制限付一般競争入札の発注基準

総合数値		発注金額	所在地要件
市内業者 準市内業者	市外業者		
230 以上	230 以上	50 万円以上	市内業者 準市内業者 市外業者
170 以上 230 未満	170 以上 230 未満	50 万円以上 3,240 万円未満	市内業者 準市内業者 市外業者
110 以上 170 未満		50 万円以上 324 万円未満	市内業者 準市内業者 (必要に応じ市外業者)

\* 備考 発注金額には、消費税及び地方消費税を含む。

イ 平成 30 年度の入札制度（原則全業種を制限付一般競争入札の対象とする。）

項 目	説 明
対 象 業 務	原則全業務 (測量、建築関係コンサルタント、土木関係コンサルタント、地質調査、補償関係コンサルタント)
対 象 金 額	発注金額が 50 万円以上 ※消費税及び地方消費税を含む。
対 象 業 者	市内、準市内、市外業者 (発注金額 50 万円以上 324 万円未満は主に市内・準市内業者)
技 術 者 の 配 置	技術士等業務に必要な資格を有する者の配置
実績を求める業務	予定価格 300 万円以上
業務実績の期間	原則過去 15 年以内
申込の本数制限	本数制限なし
1 回 の 公 告 の 落 札 制 限	1 業種につき 1 本
契約の本数制限	本数制限なし

※ 予定価格には、消費税及び地方消費税を含まない。